

ロンドン条約及び 96 年議定書の概要

1. ロンドン条約の目的ならびに経緯等

正式名称；1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約

目 的；海洋投棄による海洋の汚染を防止すること¹。

経 緯；1972 年 11 月に採択され、1975 年 8 月に国際発効。我が国は、1973 年に署名し、1980 年 10 月に加入書寄託、同年 11 月に国内発効。その後の世界的な海洋環境保護の必要性への認識の高まりを受けて、1993 年 11 月に附属書 及び が改正され、1994 年 2 月 20 日から発効した（平成 18 年 11 月 30 日現在、締約国 81 カ国。別添参照）。同改正により、1996 年 1 月 1 日から、産業廃棄物の海洋投棄は、原則禁止となった。

我が国では、同条約の求めるところを「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という）に盛り込み、廃棄物の海洋投入処分等の適切な管理を行ってきた。

条約の概要；本文、3 つの附属書及び付録からなる（図 1）。

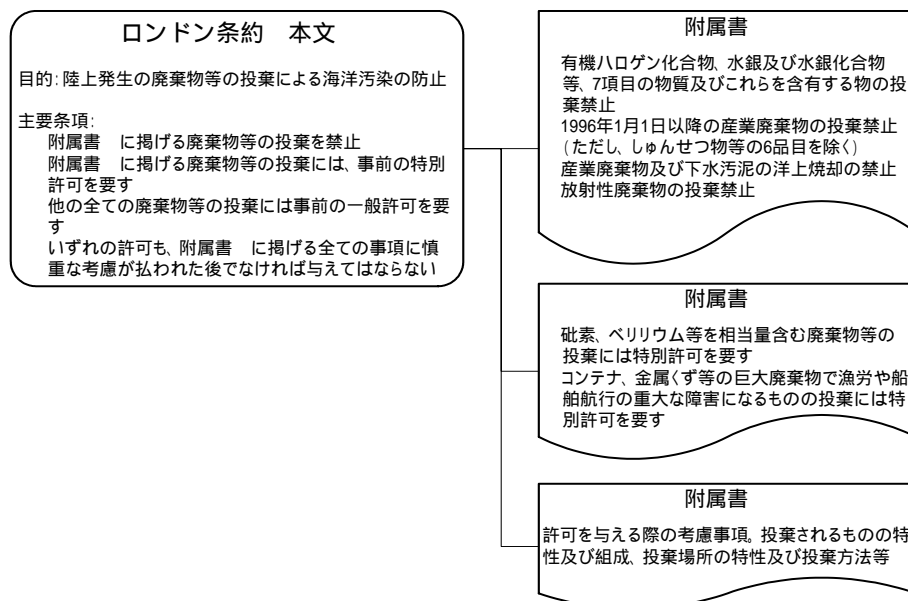


図 1 ロンドン条約の概要

2. 96 年議定書の内容

1996 年 11 月、廃棄物の海洋投棄等の規制を更に強化することを目的として、「1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の 1996 年の議定書」（以下「96 年議定書」

¹ 船舶等の洋上施設において発生した廃棄物等の投棄については、別途「1973 年の船舶による海洋汚染防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書」（通称；MARPOL 条約）により管理されている。

と呼ぶ。)が採択された。

この議定書は、現行ロンドン条約締約国 15 カ国を含む 26 カ国以上の批准または加入の後、30 日目に発効することになっており、2006 年 3 月 24 日に国際発効した(平成 18 年 11 月 30 日現在、締約国 30 カ国。別添参照)。

目的；現行条約と実質的に同じ。

議定書の概要；海洋投棄及び洋上焼却を原則禁止とし、海洋投棄を検討できるものを限定列挙する方式を採用すること(附属書) 海洋投棄する場合にはその影響の検討等に基づいて許可を発給すること(附属書)を明確化。

また、附属書の実行ガイダンスとして、別途、一般 WAG (一般的な評価ガイドライン) 及び品目 WAG (個別品目毎の評価ガイドライン) が定められている(図 2)。

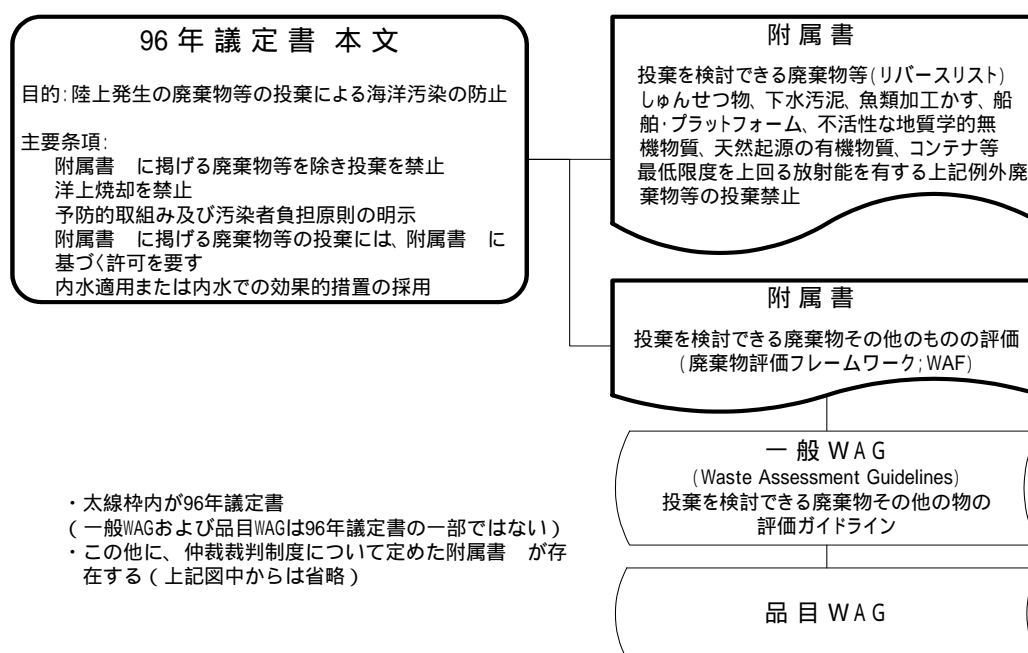


図 2 96 年議定書の概要

3 . 現行条約と 96 年議定書との基本的な違い

- ・ 現行条約では条約附属書に掲げた廃棄物等を海洋投棄禁止とし、これに該当しないもの(例外指定されたものを含む)は海洋投棄ができる仕組みとなっていたが、96 年議定書では海洋投入処分を原則禁止し、議定書附属書に掲げた廃棄物等だけが海洋投棄を「検討してもよい」仕組みとなった(図 3)。
- ・ 議定書附属書 (WAF : Waste Assessment Framework) の遵守義務に伴い、各々の廃棄物の海洋投棄が海洋環境にもたらす影響を予測・評価し、その上で規制当局が許可を発給する仕組み等を整備することが必要である。

- ・ 96年議定書が定める主な内容は以下のとおりとなっている。

附属書 に掲げる廃棄物等を除き投棄を禁止（第四条第1項）
洋上焼却を禁止（第五条）
予防的取組み及び汚染者負担原則（第三条第1項2項）
附属書 に掲げる廃棄物等の投棄には附属書 に基づく許可を要す（第四条第2項）
内水適用または内水での効果的措置の採用（第七条）

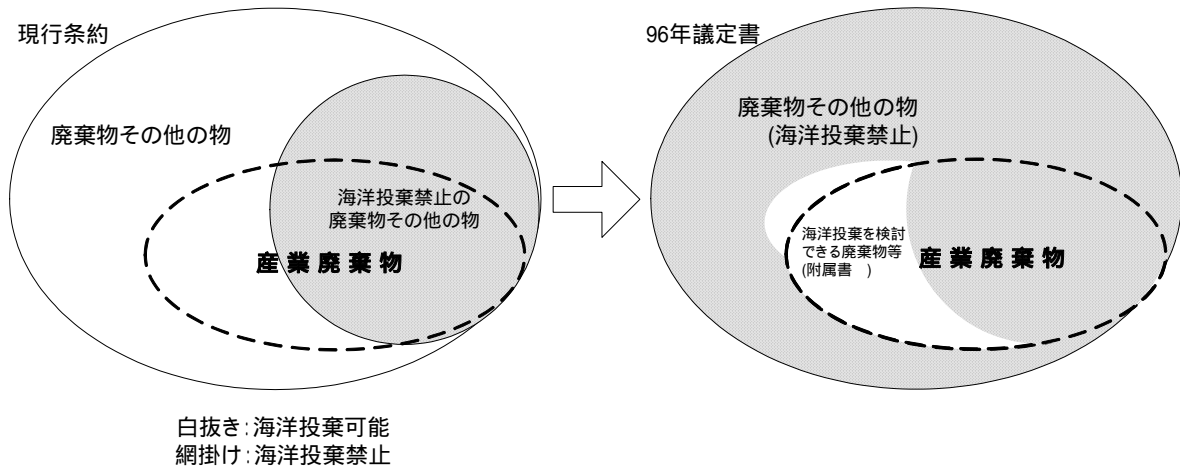


図3 ロンドン条約と96年議定書における各投棄可能品目のイメージ

4. 96年議定書附属書

附属書 が定める事項は以下のとおりである。

- (1) 海洋投棄を検討できる廃棄物等品目（表1）
- (2) 投棄を検討する場合の一般注意義務（環境汚染物質の除去及び漁ろう・航行の重大な障害防止）
- (3) 低レベル放射性廃棄物の海洋投棄の一定期間後の見直し規定

表1 96年議定書附属書 に掲げられた「海洋投棄を検討できる廃棄物その他の物」

海洋投棄を検討することができる廃棄物その他の物

1. しゅんせつ物
2. 下水汚泥
3. 魚類残さ又は魚類の産業上の加工作業によって生じる物質
4. 船舶及びプラットフォームその他の人工海洋構築物

- 5 . 不活性な無機性の地質学的物質
- 6 . 天然に由来する有機物質
- 7 . 海洋投棄以外の処分が物理的に困難な地域（小島等）で発生する鉄、コンテナ等から構成される物質

5 . 96 年議定書附属書 （WAF）

- ・ 96 年議定書本文は、附属書 に示した「海洋投棄を検討できる廃棄物その他の物」を投棄する場合には「許可」を必要とすると定めている。また、締約国に対して、許可の発給及び WAF の規定への適合を確保するために、行政上及び立法上の措置をとることを義務付けている。
- ・ WAF は“投棄を検討することができる廃棄物その他の物の評価”すなわち、附属書 において投棄を検討できるとされた廃棄物その他の物について、個別の海洋投入処分許可を発給する際に規制当局が考慮する事項を規定している。

WAF の記載項目は下記のとおりである；

WAF の記載項目
<p>廃棄物の防止のための審査</p> <p>： 廃棄物発生量の削減の努力を明らかにする。</p>
<p>廃棄物管理の選択肢についての検討</p> <p>： 再利用、リサイクル、無害化等の検討が行われたことを明らかにする。</p>
<p>化学的、物理的及び生物学的特質</p> <p>： 投棄する廃棄物の性状を明らかにする。</p>
<p>行動基準</p> <p>： 投棄の可否を判断する前提となる基準を国が設ける。</p>
<p>投棄場所の選択</p> <p>： 海洋環境ならびに経済的実現可能性を考慮して、投棄場所を選択する。</p>
<p>潜在的影響の検討</p> <p>： 海洋投棄等の環境影響について「影響に関する仮説」を立案すること等により比較検討する。</p>
<p>監視（モニタリング）</p> <p>： 許可条件の遵守ならびに環境影響につき監視を行うための監視計画を策定する。</p>
<p>許可及び許可基準</p> <p>： 環境影響評価が完了し、要求される監視要件が確定した後、許可を発給する。この許可は定期的に見直される。</p>

6 . 廃棄物評価ガイドライン (WAG)

(1) 一般 WAG (Waste Assessment Guidelines)

概 要

WAF の実行上のガイダンス

WAF との関係 ;

WAF の条文の文言をそのまま用いつつ、それに追加する形式で制定され、一般 WAG が WAF の意味を敷衍するものとなっている。具体的には下記事項が記載されている (前掲図 2 参照)。

- ・ 投棄場所を選択する際に必要となる情報 (一般 WAG パラ 18)、考慮する項目 (パラ 19 ~ 28)
- ・ 潜在的影響を検討する際の指針 (パラ 31 ~ 36)
- ・ 環境監視 (モニタリング) 実施時の指針 (パラ 41 ~ 45)
- ・ 許可発給時の市民参加 (パラ 47)、審査主体の考慮事項 (パラ 48)

位置づけ ;

ロンドン条約及び 96 年議定書の条項に適合した制度を締約国が構築するに当たり、締約国を支援するとの意図を持って作成されている。

一般 WAG の手続の要点 ;

附属書 の品目に合致し、海洋投棄せざるを得ない廃棄物であって、その量が最小化できているものについて、潜在的影響の評価を行い、その結果が適切であれば個別の許可を発給することや、投棄後の監視 (モニタリング) 等が記載されている。

(2) 品目 WAG

- ・ 一般 WAG を受けて、附属書 に列挙された品目ごとに策定
- ・ 個別の品目の特性を踏まえて WAG の内容の一部削除や置き換え・追加等がなされている。
- ・ 2006 年 11 月現在、各品目 WAG は以下のものが整備されている ;

DREDGED MATERIAL

SEWAGE SLUDGE

FISH OFFAL & RELATED MATERIAL

VESSELS PROPOSED FOR DISPOSAL AT SEA

PLATFORMS AND OTHER MAN-MADE OBJECTS

GEOLOGIC AND OTHER INERT MATERIALS

ORGANIC WASTES

BULKY, INERT MATERIALS

2006年11月現在、附属書 に列挙された品目は7品目であるが、船舶とプラットフォームはそれぞれについて品目WAGが整備されているため、計8品目となっている。

WAF及び一般WAGに沿った手続の流れを整理すると図4のとおりとなる。

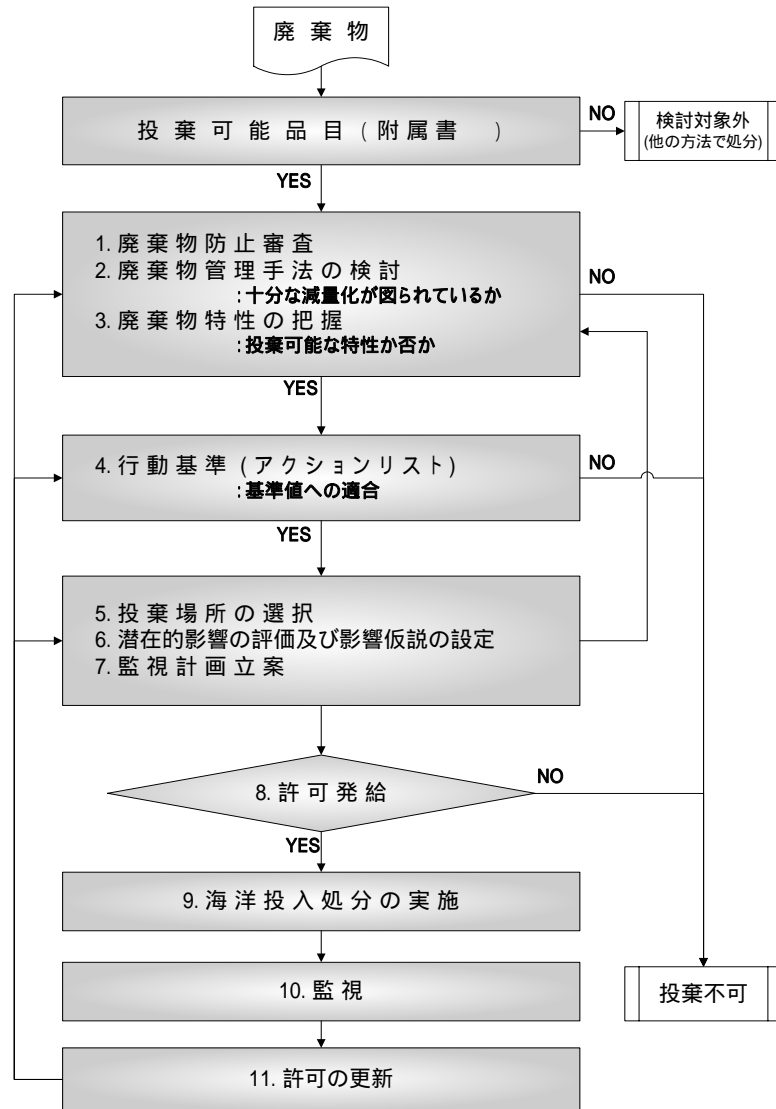


図4 WAF及び一般WAGが想定する許可発給の流れ

ロンドン条約締約国及び96年議定書締約国

2006（H18）年11月30日現在締約国： 印

国名	現行ロンドン条約締約国 (81カ国)	96年議定書締約国 (30カ国)
Afghanistan	アフガニスタン	
Angola	アンゴラ	
Antigua & Barbuda	アンティグア・バーブーダ	
Argentina	アルゼンチン	
Australia	オーストラリア	
Azerbaijan	アゼルバイジャン	
Barbados	バルバドス	
Belarus	ベラルーシ	
Belgium	ベルギー	
Bolivia	ボリビア	
Brazil	ブラジル	
Bulgaria	ブルガリア	
Canada	カナダ	
Cape Verde	カーボヴェルデ	
Chile	チリ	
China	中国	
Costa Rica	コスタリカ	
Cote d'Ivoire	コートジボワール	
Croatia	クロアチア	
Cuba	キューバ	
Cyprus	キプロス	
Dem. Rep. of the Congo	コンゴ（旧ザイール）	
Denmark	デンマーク	
Dominican Republic	ドミニカ共和国	
Egypt	エジプト	
Equatorial Guinea	赤道ギニア	
Finland	フィンランド	
France	フランス	
Gabon	ガボン	
Georgia	グルジア	
Germany	ドイツ	
Greece	ギリシャ	
Guatemala	グアテマラ	
Haiti	ハイチ	
Honduras	ホンジュラス	
Hungary	ハンガリー	
Iceland	アイスランド	
Iran (Islamic Republic of)	イラン	
Ireland	アイルランド	
Italy	イタリア	
Jamaica	ジャマイカ	
Japan	日本	
Jordan	ヨルダン	
Kenya	ケニア	

国名		現行ロンドン条約締約国 (81カ国)	96年議定書締約国 (30カ国)
Kiribati	キリバス		
Libyan Arab Jamahiriya	リビア		
Luxembourg	ルクセンブルグ		
Malta	マルタ		
Mexico	メキシコ		
Monaco	モナコ		
Morocco	モロッコ		
Nauru	ナウル		
Netherlands	オランダ		
New Zealand	ニュージーランド		
Nigeria	ナイジェリア		
Norway	ノルウェー		
Oman	オマーン		
Pakistan	パキスタン		
Panama	パナマ		
Papua New Guinea	パプアニューギニア		
Peru	ペルー		
Philippines	フィリピン		
Poland	ポーランド		
Portugal	ポルトガル		
Republic of Korea	韓国		
Russian Federation	ロシア		
Saint Lucia	セントルシア		
Saudi Arabia	サウジアラビア		
St Vincent and the Grenadines	セントビンセント及びグレナ ディーン諸島		
Serbia-Montenegro	セルビア・モンテネグロ		
Seychelles	セイシェル諸島		
Slovenia	スロベニア		
Solomon Islands	ソロモン諸島		
South Africa	南アフリカ		
Spain	スペイン		
St Kitts and Nevis	セントクリストファー・ネー ヴィス		
Suriname	スリナム		
Sweden	スウェーデン		
Switzerland	スイス		
Tonga	トンガ		
Trinidad and Tobago	トリニダード・トバゴ		
Tunisia	チュニジア		
Ukraine	ウクライナ		
United Arab Emirates	アラブ首長国連邦		
United Kingdom	イギリス		
United States	アメリカ		
Vanuatu	バヌアツ		

【出典】: LC 28/2 「STATUS OF THE LONDON CONVENTION 1972」 (13 September 2006) 及び LP 1/3 「STATUS OF THE 1996 PROTOCOL TO THE LONDON CONVENTION 1972」 (22 September 2006) 等